

国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する政策評価（個票）

| | | | |
|------------|--|-----------|--------------------|
| 事務・事業名 | 住宅資金貸付 | 担当部局・担当課室 | 雇用環境・均等局 勤労者生活課 |
| | | 評価実施時期 | 令和4年3月 |
| 根拠法令等 | ○勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）第9条第3項 ○勤労者財産形成促進法施行規則（昭和46年労働省令第27号）第24条 | 類型 | その他 |
| | | 指定等の形態 | 登録 |
| 事務・事業の概要 | <p>○事務・事業の創設時の趣旨 財形持家転貸融資制度は、国と事業主が協力して勤労者の持家取得を支援することを目的としたものである。</p> <p>○事務・事業の内容 財形貯蓄を行ってきた勤労者に対して、一定の範囲内で自宅の購入等に必要な資金を貸し付けるものであり、独立行政法人勤労者退職金共済機構が事業主等に資金を提供し、当該資金をもとに当該事業主等が従業員等に対して、自宅の購入等に必要資金を貸し付ける制度である。</p> <p>この独立行政法人勤労者退職金共済機構（当時、雇用促進事業団）が行う財形持家転貸融資の貸付対象は、当初、事業主及び事業主団体のみであったが、勤労者の持家取得を更に促進するため、昭和59年の省令改正により、広く企業から出資を募り、出資企業の従業員に対する持家取得資金等の貸付けを事業として行う会社（以下「福利厚生会社」という。）であって厚生労働大臣（当時、労働大臣）が指定するものを貸付対象に加えたものである。</p> | | |
| 事務・事業の目的 | 勤労者の持家取得促進 | | |
| 関連する政策目標等 | <p>基本目標Ⅳ 女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、非正規雇用労働者の待遇改善、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること</p> <p>施策大目標 働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること</p> | | |
| 法人の指定等の状況 | 別紙のとおり | | |
| 指定・登録等の基準に | 特になし | | |

| | |
|----------------------|---|
| 対するよくある問合せと回答 | |
| 料金等・積算根拠 | 別紙のとおり |
| 事務・事業の実績等 | ○実績（令和3年度） 福利厚生会社における財形持家融資の貸付決定件数 589 件 |
| 国からの補助金等 | － |
| 事務・事業の見直し状況（これまでの検証） | <p>●「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」（平成18年8月15日閣議決定）に基づき、指定を受けた法人に係る事項をインターネットで公開した。</p> <p>●指定制から登録制への移行 「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に対する国の関与等に係る見直しについて」（平成20年3月31日行政改革推進本部決定）において、福利厚生会社が厚生労働大臣の指定を受けて行う財形持家融資は、「登録機関において実施する」とされたことから、平成21年3月に省令改正を行った（同年3月31日施行）。</p> <p>●登録基準の緩和 福利厚生会社の登録を促進するため、平成22年11月に省令改正を行い、登録基準の緩和を行った（同年11月12日施行）。</p> |
| 事務・事業の必要性・有効性等 | <p>●事務・事業の必要性 国と事業主が協力して勤労者の計画的な財産形成を支援し、持家取得を促進することは、豊かで安定した勤労者生活を実現する上で有効な施策である。 事業主が従業員の自宅取得を支援する場合、事業主は、自ら独立行政法人勤労者退職金共済機構から財形持家融資を借り受け従業員に対して転貸を行う必要があり、長期にわたる債務、事務負担を負うこととなるが、福利厚生会社に出資する場合は、自ら負担を負うことなく、財形持家融資制度を利用して自社の従業員の自宅購入等を支援することができることから、当該事務・事業の必要性は高い。</p> |

| | |
|-------------------------|---|
| | <p>●事務・事業の妥当性</p> <p>福利厚生会社を通じた財形持家転貸融資は、福利厚生制度の整備における金銭的・事務的負担の軽減という事業主のニーズに即しており、当該事務・事業は妥当である。</p> <p>●事務・事業の有効性</p> <p>令和3年度までに約12万9千件を超える勤労者が福利厚生会社を通じて財形持家融資制度を利用しており、勤労者の持家取得を促進するという目的を達成する上で、福利厚生会社が果たしてきた役割は大きく、当該事務・事業は有効である。</p> |
| <p>事務・事業の執行体制の妥当性等</p> | <p>○指定等を行う妥当性</p> <p>勤労者財産形成促進法に基づいて実施される財形持家融資制度は、勤労者の自助努力による財産形成を国と事業主が支援する制度である。福利厚生会社は、この法の枠組において事業主の役割を代替するものであることから、国が直接実施することはできない。</p> <p>また、福利厚生会社は、事業主に代わり、長期間にわたる債務・事務負担を負うこと、融資を利用する勤労者が不利益を被ることがないように安定かつ健全な業務運営が行われる必要があることから、一定の経営基盤等が担保されている必要があり、現行の登録制が適当である。</p> <p>○事務・事業実施主体の適格性</p> <p><指定等の基準の妥当性></p> <p>一定の経営基盤等の担保を求めた上で、幅広い者が登録できる形となっており、基準設定は妥当である。</p> <p><実施主体としての指定等法人の適格性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅資金の貸付業務を行っている法人である ・ 出資事業主等の雇用勤労者への住宅資金の貸付額が全体の貸付額の半分以上を占めている ・ 財形持家融資制度に係る転貸融資業務を他業務と別勘定で処理している等、健全に運営するに足る経営基盤等を有しており、指定等法人は適切に事業を実施している。 |
| <p>政策効果の把握の手法及びその結果</p> | <p>福利厚生会社に対する聞き取り調査</p> |

| | |
|--|--|
| <p>学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p> | <p>特になし</p> |
| <p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項</p> | <p>特になし</p> |
| <p>評価結果の総括 （現状分析（事務・事業の評価）と今後の方向性）</p> | <p>本事務・事業は、事業主の負担を軽減することにより財形持家融資制度の利用促進に一定の効果をあげている。財形持家融資制度の利用促進は、勤労者の計画的な財産形成、持家取得の促進という勤労者財産形成促進法の目的の達成に資するものであり、引き続き本事務・事業を適切に実施していくこととしたい。</p> |
| <p>備考</p> | |

別紙

合計 1 法人

- ・ 株式会社 1 法人

| 法人名 | 指定等の時期 | 連絡先 (TEL) | 料金等・積算根拠 |
|-------------|------------------|-------------------|----------|
| 株式会社 (1 法人) | | | |
| 財形住宅金融株式会社 | 平成 21 年 3 月 31 日 | 03-3263-4711 (代表) | 特になし |